

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則」の方向性について

特定個人情報の提供の義務付けを、地方公共団体が条例制定により解除する際の規則

1. 番号法第26条により読み替えて準用する同法第22条第1項の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第26条により読み替えて準用する同法第22条第1項の規定において、地方公共団体の独自利用事務に係る情報連携（番号法第19条第8号）について、提供の求めを受けた地方公共団体の長その他の執行機関は、

- ・ 第19条第8号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例で限定されており、
- ・ あらかじめ、個人情報保護委員会規則の定めるところにより個人情報保護委員会に申し出た場合において、

当該特定個人情報の提供義務が解除される旨、規定されている。

2. 規則の概要

- (1) 提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関（以下「限定機関」という。）が、特定個人情報の範囲が条例により限定されている旨を申し出る際の、個人情報保護委員会に対する申出等について規定。

限定機関は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出することとする。（第2条第1項各号）

- ・ 条例を制定した地方公共団体の名称
- ・ 条例の名称、条例において提供しないこととして定める特定個人情報の範囲（条例においては、条例で法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報について提供しないこととされた同表第二欄に掲げる事務 又は 条例で提供しないこととされた同表第二の第四欄に掲げる特定個人情報の一部を規定）
- ・ 提供することができる特定個人情報の範囲の限定を開始する日として希望する日

なお、条例を制定する場合は、あらかじめ個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者等で構成される合議制の機関の意見を聴くよう努めるものとする。

- (2) 個人情報保護委員会は、(1)の申出事項について必要があると認めるときは、

- 限定機関に説明又は訂正を求めることができることとする。(同条第2項)
- (3) (1)の申出事項について個人情報保護委員会が認めたときは、その旨を総務大臣に通知するとともに、公表することとする。(同条第3項及び第4項)
- (4) 特定個人情報の範囲を定める条例を廃止又は改正し、特定個人情報の範囲の限定を中止又は変更しようとするときは、個人情報保護委員会に申し出ることとする。(第3条)

3. 今後のスケジュール等

本規則については、改正番号法施行令が公布された後、パブリックコメント等の手続を経て制定予定。

施 行 日：番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
(番号法の公布の日から4年を超えない範囲内で政令で定める日)
※ 番号法の公布日：平成25年5月31日

【参照条文】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）

（利用範囲）

第九条

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

八 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

（情報提供ネットワークシステム）

第二十一条

2 総務大臣は、情報照会者から第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつたときは、次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならない。

二 当該特定個人情報が記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報が記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第二十八条（第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があつたと認めるとき。

(特定個人情報の提供)

第二十二條 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供)

第二十六條 第二十一條（第一項を除く。）から前条までの規定は、第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十一條第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第二十二條第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四條中「情報提供等事務（第十九条第七号）」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務（第十九条第八号）と、「情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

(特定個人情報保護評価)

第二十八條 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- 二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- 三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- 四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
- 五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編

集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。) その他これに伴う政令で定める措置をいう。) の方式

六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項

2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3 委員会は、評価書の内容、第三十五条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

4 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。

5 前項の規定により評価書が公表されたときは、第三十条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定による通知があったものとみなす。

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第十九条第七号若しくは第八号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供をこれらの規定により求めてはならない。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年三月三十一日政令第百五十五号）

（情報提供者による特定個人情報の提供）

第二十八条 情報提供者による法第二十二条第一項の規定による特定個人情報の提供は総務省令で定めるところにより、情報提供者の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して情報照会者に係る電子計算機に、当該特定個人情報その他総務省令で定める事項を送信する方法により行うものとする。